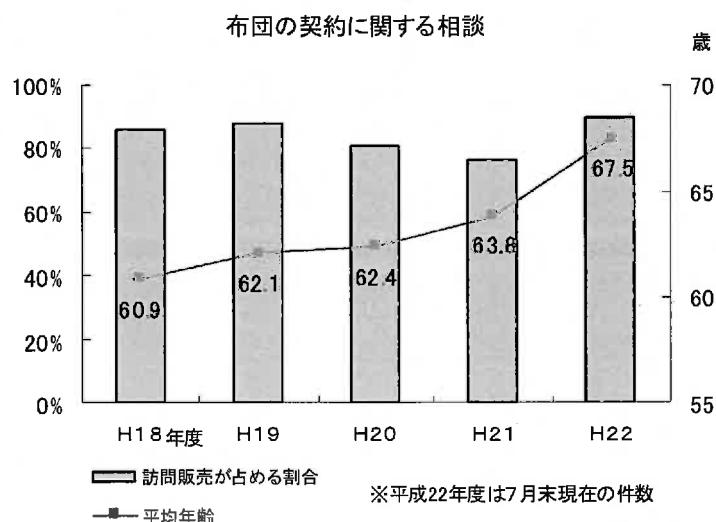


「布団の洗濯を」と訪問する押し売り業者に要注意！

酷暑に見舞われた今年の夏でしたが、高温多湿の中、カビやダニが発生してしまったと困っている方もいらっしゃるのではないかでしょうか。「押し入れにカビが生えている、布団にダニが発生している、点検してあげる」と家にやってくる業者には要注意です。最近、県の相談窓口には、このような勧誘により悪質な業者と高額な契約をしてしまったという高齢の方からの相談が目立ちます。▼80歳 女性 昨年、敷きマットを購入した業者から「サービスで布団をクリーニングする」と電話があった。訪問した業者はクリーニング後に新しい布団と乾燥剤を敷いて31万5千円の契約書に署名するよう求めた。家族に相談すると言っても聞き入れてもらはず、仕方がなく11万5千円を支払った▼73歳 女性 業者が訪問してきて使用中の布団を調べ、洗濯しないとだめだと言い勝手に持ち帰ってしまった。代わりに高額な布団セットを契約させられた。何も分からず契約書にサインをしたが後から値段を聞いて驚いた▼77歳 女性 業者が訪問してきて布団の勧誘を始めた。「たくさんあるからいらない」と断ったが業者は勝手に家に上がり込んだ。「洗面所はどこか」と聞かれたため案内したがなかなか帰ってこなかつたので様子を見に行くと寝室の押し入れを探っていた。何をされるか怖くなり業者の言いなりに契約書を書いた。

布団に関する相談の8割以上が訪問販売によるもので、被害者は年々高齢化しています。悪質業者は独り暮らしの高齢者を狙い、何とかして家に上がり込もうとあの手この手で迫ります。家に上げたら最後、無理矢理契約を迫ります。昔契約したことがある業者でも、安易にドアを開けず玄関に入れてはいけません。もし、家に上がり込みなかなか帰ってくれないときはその場で警察や相談窓口に電話して下さい。また、業者の口車に乗ってしまい契約書にサインしてしまった場合、すぐに相談窓口に連絡しましょう。訪問販売の場合は、契約書を受け取ってから8日間は無条件解約＝クーリング・オフできます。クーリング・オフ期間を過ぎても、勧説方法に問題がある場合などは契約を解除できる場合がありますので、おかしいと思ったらすぐに相談窓口へご相談下さい。

県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧説販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を月曜日から金曜日まで電話または面接で受け付けています。電話番号は058-277-1003です。土曜日は電話相談のみ受け付けています。



H 2 2 . 9 . 2 8 岐阜新聞掲載